

ICD（国際疾病分類）とは

International Statistical Classification of Diseases and Related Health Problems

疾病及び関連保健問題の国際統計分類

- WHO（世界保健機関）の勧告により、国際的に統一した基準で定められた死因及び疾病の分類。現行のICD-10は約14,000項目より構成。
- 1900年（明治33年）に初めて国際会議で承認。日本も同年より導入。以降、WHOにおいて約10年ごとに改訂が行われ、ICD-10は1990年にWHO総会において承認され、日本では1995年より適用。
- 日本では、ICDに準拠して「疾病、傷害及び死因の統計分類」を統計法に基づく統計基準として定めており、
 - 公的統計（人口動態統計、患者調査、社会医療診療行為別統計等）
 - 医療機関における診療録の管理等における死因・疾病分類として広く利用。

世界保健機関（WHO）

□ 世界保健機関憲章

第64条 各加盟国は、保健総会が決定した方法によって、統計的及び疫学的報告を提出しなければならない。

□ 世界保健機関分類規則

第2条 死亡及び疾病作成する各加盟国は、世界保健総会がその都度採択する国際疾病、傷害及び死因統計分類の現行の改訂に基づいて、これを行うものとする。この分類は、引用に際しては、国際疾病分類と称することができる。

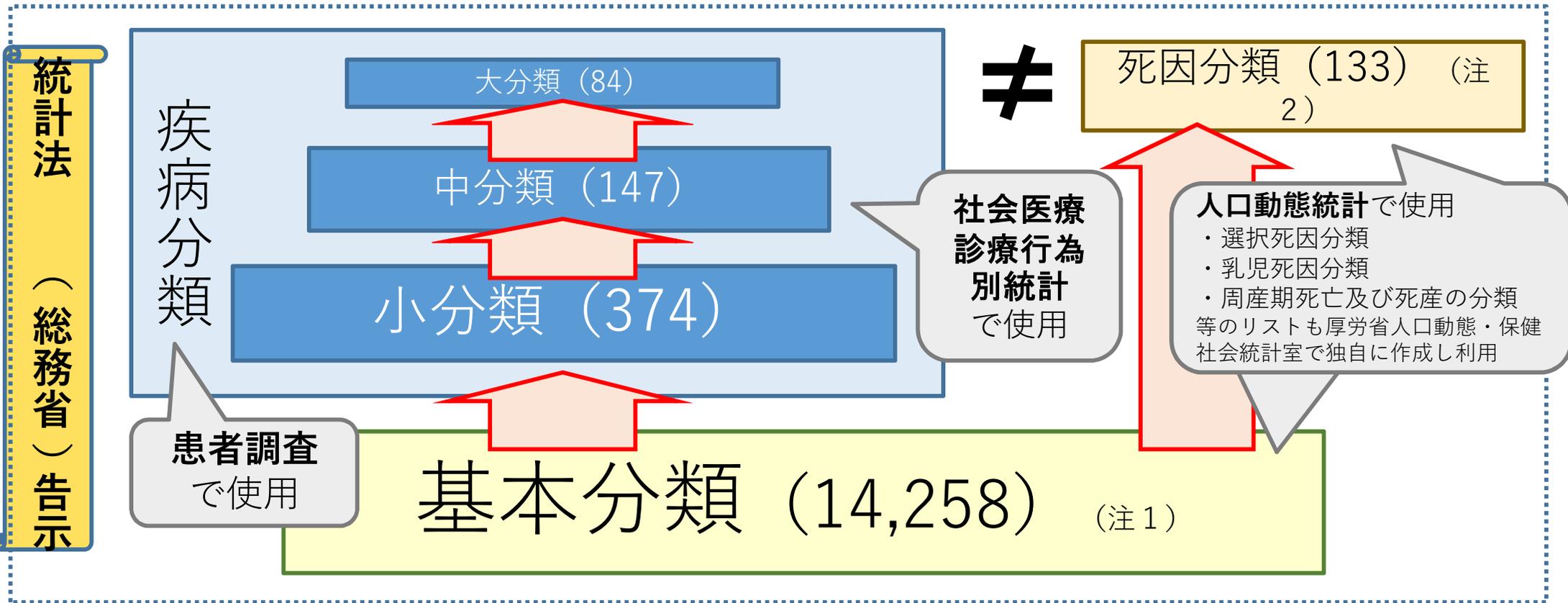
第3条 死亡及び疾病統計の作成公表にあたっては、各加盟国は、分類、符号処理、年齢区分、地域区分、その他の関連した定義及び基準について、世界保健総会が作成した勧告に、できる限り従わなければならない。

第6条 各加盟国は、本機関より依頼された場合、憲章第64条の規定に基づき、この規則に従って作成された統計及び憲章第63条の規定により通報されない統計を提出しなければならない。

ICD改訂の歴史

ICD版		分類項目数(細項目)	国内適用期間 (告示改正)
第1	1900年 (明治33年)	179 (-)	明治32年 ~ 明治41年
第2	1909年 (明治42年)	189 (-)	明治42年 ~ 大正11年
第3	1920年 (大正 9年)	205 (-)	大正12年 ~ 昭和 7年
第4	1929年 (昭和 4年)	200 (-)	昭和 8年 ~ 昭和20年
第5	1938年 (昭和13年)	200 (-)	昭和21年 ~ 昭和24年
第6	1948年 (昭和23年)	953 (-)	昭和25年 ~ 昭和32年
第7	1955年 (昭和30年)	953 (-)	昭和33年 ~ 昭和42年
第8	1965年 (昭和40年)	1,040 (3,489)	昭和43年 ~ 昭和53年
第9	1975年 (昭和50年)	1,179 (7,130)	昭和54年 ~ 平成 6年
第10	1990年 (平成 2年)	2,036 (14,195)	平成 7年 ~ 平成17年 (1995年)
	2003年 (平成15年)	2,045 (14,258)	平成18年 ~ 平成27年 (2006年)
	2013年 (平成25年)	2,053 (14,609)	平成28年 ~ (2016年)
第11	2019年 (平成31年) 予定		

疾病、傷害及び死因の統計分類



項目数：基本分類 > 疾病分類（小分類） > 疾病分類（中分類） > 死因分類 > 疾病分類（大分類）

注1：人口動態統計では、「人口動態死因統計分類基本分類（死因基本分類）」との名称を使用している。

注2：人口動態統計では、「死因簡単分類」の名称で利用している。

WHO国際統計分類協力センター

オーストラリア	オーストラリア国立保健福祉研究所	韓国	韓国保健福祉情報開発院
中国	北京医科大学病院	クウェート	クウェート保健省統計医療記録局
フランス	国立衛生医学研究所 (INSERM)	メキシコ	メキシコ保健省
ドイツ	ドイツ医療資料情報機構	オランダ	国立公衆衛生環境研究所
インド	中央保健情報局 (CBHI)	ノルウェー	ノルウェー保健省
イタリア	イタリアFVG自治州健康局	ロシア	国立公衆衛生研究所
日本 (2011年より指定)	厚生労働省国際分類情報管理室 国立保健医療科学院 国立障害者リハビリテーションセンター 国立がん研究センター 国立国際医療研究センター 国立成育医療研究センター 日本診療情報管理学会 日本東洋医学サミット会議	南アフリカ	医学研究評議会
		タイ	タイ保健省保健標準コーディングセンター
		北米	米国国立保健統計センター
		英国	保健社会ケア情報センター (HSCIC)
		ベネズエラ	ベネズエラ疾病分類センター

2017年6月現在

我が国におけるICD検討体制

